

平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成25年 3 月19日 午後 1 時30分開議

日程第 1	議案第 2 号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第 2	議案第 3 号	壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編） の作成について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第 4 号	壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例 の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第 5 号	壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の 制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第 6 号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正につい て	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第 7 号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正 について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第 8 号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第 9 号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基 準等を定める条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第10号	壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに 関する基準等を定める条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第11号	壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第12号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正につい て	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第13号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改 正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第14号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第15号	壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公 園施設の設置に関する基準を定める条例の 制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第16号	壱岐市公共下水道条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第17号	壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条 例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第18号	壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定 について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第19号	壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の 構造に関する基準を定める条例の制定につ いて	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第20号	壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第21号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第22号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第23号	壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第24号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第25号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第26号	壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第27号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第28号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第35号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第36号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第37号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第38号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第39号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第40号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第40	議案第41号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第42号	平成25年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第43号	平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第44号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第45号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第46号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	議案第47号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第47	議案第48号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第48	議案第49号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第49	議案第50号	平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第50	議案第51号	平成25年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第51	議案第52号	平成25年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第52	議案第53号	壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・討論・可決
日程第53	陳情第1号	年金2.5%の削減中止を求める陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第54	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第55	同意第2号	壱岐市監査委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第56	同意第3号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第57	同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第58	同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第59	同意第6号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員（19名）

1 番 久保田恒憲君	2 番 呼子 好君
3 番 音嶋 正吾君	4 番 町田 光浩君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 町田 正一君	8 番 今西 菊乃君
9 番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鵜瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午後1時30分開議

- 議長（市山 繁君） 皆さん、こんにちは。会議に入る前に御報告をいたします。長崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案6件を受理し、お手元に配付いたしております。

-----・-----・-----

日程第1．議案第2号～日程第53．陳情第1号

- 議長（市山 繁君） 日程第1、議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正についてから、日程第53、陳情第1号年金2.5%の削減中止を求める陳情まで、53件を一括議題といたします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

- 総務文教常任委員長（今西 菊乃君） それでは、総務文教常任委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について、原案可決。議案第4号壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案可決。議案第5号壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、原案可決。議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第8号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第27号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第28号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて、原案可決。議案第49号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、壱岐市庁舎建設検討委員会の中で新庁舎の基本構想案、建設場所、規模、機能、現庁舎の活用等について審議されるが、今後、地区事務所の管理・運営についても行政区の見直しを含め早急に検討すべきである。

また、芦辺小学校・芦辺中学校の耐震化問題への対応についても、迅速に公式な組織を立ち上げて取り組むべきである。

以上です。

- 議長（市山 繁君） これから総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

- 議長（市山 繁君） ここで申し上げますが、先ほどの追加議案 6 件につきましては人事案件でございますので、配付しておりますといいましたが、後ほど配付をいたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

- 厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

議案第 2 号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、審査の結果、否決。議案第 9 号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について、原案可決。議案第 10 号壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について、原案可決。

議案第 11 号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第

24 号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 25 号壱岐

市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について、原案可決。

議案第 26 号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について、

原案可決。議案第 29 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセ

ンター）、原案可決。議案第 30 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあ

いセンターかざはや）、原案可決。議案第 31 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市

芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）、原案可決。議案第 32 号公の施設の指定管理者の

指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）、原案可決。議案第 38 号平成 24 年度壱岐市

国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。議案第 39 号平成 24 年度壱岐市介

護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。議案第 43 号平成 25 年度壱岐市国民健康

保険事業特別会計予算、原案可決。議案第 44 号平成 25 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会

計予算、原案可決。議案第 45 号平成 25 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議

案第 48 号平成 25 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。議案第 51 号

平成 25 年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第 2 号敬老祝金については、条例で金額を定めることとし、本来の趣旨である節目支給を行う方向で再提出願いたい。また、敬老行事は年々参加者が減少してきているので工夫をし、参加率のアップを図るよう検討すること。

国民健康保険については、基金残額も 1 億円程度になり、法定外の繰り入れが多額になってきている。早急に長期計画を策定すること。

介護保険については、65 歳以上の独居老人が 1,678 人であり、高齢者世帯も 2,297 世帯ある。今後高齢者見守り支援事業を進めていく上で、個人情報に十分注意して施策を進めていただきたい。また、介護予防を担う包括支援センターの人的充実を図られたい。

続きまして、委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 145 条の規定により報告します。

陳情第 1 号年金 2.5 % の削減中止を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置ありません。

以上です。

- 議長（市山 繁君） これから厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

- 議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

- 産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 110 条の規定により報告をいたします。

議案第 12 号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について、原案可決。議案第 13 号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、原案可決。議案第 14 号壱岐市都市公園条例の一部改正について、原案可決。議案第 15 号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。議案第 16 号壱岐市公共下水道条例の一部改正について、原案可決。議案第 17 号壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、原案可決。議案第 18 号壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について、原案可決。議案第 19 号壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制

定について、原案可決。議案第 20 号 壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について、原案可決。議案第 21 号 壱岐市営住宅条例の一部改正について、原案可決。議案第 22 号 壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 23 号 壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）、原案可決。議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。議案第 35 号 市道路線の認定について、原案可決。議案第 36 号 市道路線の廃止について、原案可決。議案第 40 号 平成 24 年度 壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。議案第 41 号 平成 24 年度 壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。議案第 46 号 平成 25 年度 壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。議案第 47 号 平成 25 年度 壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第 50 号 平成 25 年度 壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。議案第 52 号 平成 25 年度 壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第 47 号に関連し、下水道使用料徴収に関しては、滞納額が少ない段階での滞納解消の対策を打ち出し、必要な体制の整備を図られたい。

また、請願第 1 号につきましては、旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願については、さらに慎重な審査を必要とするため、継続審査ということにいたしました。

以上です。

- 議長（市山 繁君） これから産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

- 議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。榊原伸予算特別委員長。

〔予算特別委員長（榊原 伸君） 登壇〕

- 予算特別委員長（榊原 伸君） 予算特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

議案第 37 号 平成 24 年度 壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）、原案可決。議案第 42 号 平成 25 年度 壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上です。

- 議長（市山 繁君） これから予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（榊原 伸君） 降壇〕

- 議長（市山 繁君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立少数です。よって、議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については否決されました。

次に、議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第4号壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第５号壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第６号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第７号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の

報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 9 号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号 壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 10 号 壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 11 号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号 壱岐市堆肥センター条例の一部改正について討論を行います。討論ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１２号壱岐市堆肥センター条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１３号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号壱岐市都市公園条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１４号壱岐市都市公園条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１５号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１５号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１６号壱岐市公共下水道条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１６号壱岐市公共下水道条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１７号壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１７号壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１８号壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１８号壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１９号壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２０号壱岐市河川管理施設等構造条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号壱岐市営住宅条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２１号壱岐市営住宅条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２２号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２２号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２３号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２３号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２４号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２５号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２６号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２７号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２８号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについては委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第２９号公の施設の指定管理者の指定につ

いて（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３０号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３１号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３２号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市石田町総合福祉センター）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３２号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号公の施設の指定管理者の指定（へい死獣畜一時保管処理施設）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３３号公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号公の施設の指定管理者の指定（勝本総合運動公園）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３４号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３５号市道路線の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３５号市道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３６号市道路線の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３６号市道路線の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号平成２４年度壱岐市一般会計補正予算（第８号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３７号平成２４年度壱岐市一般会計補正予算（第８号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号平成２４年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３８号平成２４年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号平成２４年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第３９号平成２４年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４０号平成２４年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４０号平成２４年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号平成２４年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４１号平成２４年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第３号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号平成２５年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４２号平成２５年度壱岐市一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号平成２５年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４３号平成２５年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号平成２５年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４４号平成２５年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号平成２５年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４５号平成２５年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号平成２５年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４６号平成２５年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を１４時３０分といたします。

午後２時１９分休憩

.....

午後２時３０分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第４７号平成２５年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４７号平成２５年度壱岐市下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号平成２５年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４８号平成２５年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４９号平成２５年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第４９号平成２５年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５０号平成２５年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第５０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第５０号平成２５年度壱岐市農業機械銀行

特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５１号平成２５年度壱岐市病院事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第５１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第５１号平成２５年度壱岐市病院事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５２号平成２５年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第５２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第５２号平成２５年度壱岐市水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５３号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。牧永議員。

○議員（１８番 牧永 護君） 本案に対する反対討論を行います。

提案後、議案説明までは職員の皆様方も財政の厳しさを自覚され、同意されたと思っており、賛成しようと思っておりましたが、先日の一般質問を聞き、勘案した結果、納得できませんので、反対します。

反対の理由として、平成２３年６月２０日の呼子議員の一般質問を要約しますと、市長の給与３割カット、退職金の５割カットはすべきでない、私はちょっと能力がないから下げますよととられるという質問に対して、市長の答弁は、そういうふうにとられるならばカットはやめると答弁され、今回は一般質問書の答弁書を重要視され、カットしないということでございます。

壱岐市の財政の厳しさはわかっています。議会も８月からは４名の減員です。特別職もカットするなわかります。職員と特別職の皆様は信頼関係が必要です。このことで職員との信頼関係が崩れ、仕事に対する情熱が薄れたならば、デメリットのほうが大きいと思います。よって、職

員だけカットするのに反対です。

これをもって反対討論とします。

- 議長（市山 繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号年金2.5%の削減中止を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第1号年金2.5%の削減中止を求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで議案配付のため、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

-----・-----・-----

日程第54・同意第1号

- 議長（市山 繁君） 次に、日程第54、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで久保田教育長の退場を求めます。

〔教育長（久保田良和君） 退場〕

- 議長（市山 繁君） 提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

次の者を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。住所、壱岐市芦辺町芦辺浦269番地1、氏名、久保田良和、生年月日、昭和21年2月18日。

提案理由でございますが、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市教育委員会委員久保田良和氏が平成25年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

ここで久保田教育長の入場を許可します。

〔教育長（久保田良和君） 入場〕

○議長（市山 繁君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

-----・-----・-----

日程第55・同意第2号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第55、同意第2号壱岐市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市監査委員の選任について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市監査委員に選任するものでございます。住所、壱岐市郷ノ浦町本村触304番地、氏名、吉田泰夫、生年月日、昭和23年1月28日。

提案理由は、監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市代表監査委員吉田泰夫氏が平成25年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き吉田泰夫氏を監査委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第2号壱岐市監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

-----・-----・-----

日程第56．同意第3号～日程第59．同意第6号

- 議長（市山 繁君） 次に、日程第56、同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第59、同意第6号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第３号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市石田町池田東触１１３番地、氏名、松本陽治、生年月日、昭和２６年５月３１日。

提案理由でございますが、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員喜多丈美氏が平成２５年５月１８日をもって任期満了となるので、後任として松本陽治氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、同意第４号について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦１４０番地１、草野正純、生年月日、昭和３０年２月２５日。

提案理由でございますが、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員草野正純氏が平成２５年５月１８日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、同意第５号について御説明を申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市勝本町勝本浦３２８番地、氏名、小畑英治、生年月日、昭和２３年２月１７日。

提案理由でございますが、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員小畑英治氏が平成２５年５月１８日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、同意第 6 号について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市芦辺町国分東触 2 4 9 番地 2、氏名、占部利夫、生年月日、昭和 2 6 年 2 月 2 0 日。

提案理由でございますが、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員占部利夫氏が平成 2 5 年 5 月 1 8 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第 3 号から同意第 6 号までについては、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、同意第 3 号から同意第 6 号までについては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから同意第 3 号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第 3 号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 4 号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第 4 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第４号老岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、同意第５号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第５号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第５号老岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、同意第６号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第６号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第６号老岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。２月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、老岐市議会会議規則第４３条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいをすることに決定いたしました。

-----・-----・-----

- 議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） ２月２７日から本日まで２１日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜りまして、まことにありがとうございます。

ました。賜りました御意見等につきましては十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。
今後とも御理解、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、市民病院の長崎県病院企業団の加入の件につきましては、これまで議員各位、市民皆様に壱岐市民病院市民フォーラムの開催や行政報告等において御説明、御報告をさせていただきましたが、このたび医師確保等について一定の成果がございますので、御報告を申し上げます。

まず、去る3月4日に中村知事に県病院企業団加入に向けての取り組み等を御報告申し上げ、市民病院運営の課題の一つでもありますガバナンス機能の強化のため、すぐれた病院管理者の招聘についてお願いをしてきたところでございます。

このような中で、市民病院経営健全化プロジェクト会議の顧問であり、さきの市民フォーラムにおいても御講演をいただいた長崎県福祉保健部向原茂明参事監を本年4月1日から壱岐市民病院の総病院長としてお迎えし、病院経営はもちろんのこと、地域医療の連携強化に当たっていただくことといたしました。このことは中村知事の多大なる御理解と御支援によるものであり、心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

向原参事監におかれては、県病院企業団病院である島原病院の院長を初め、医師として、また医療行政のスペシャリストとして、これまで豊富な御経験と見識、そして情熱を持って長崎県の医療の充実に取り組まれ、大きな成果を上げてこられたところであり、待望の人材であります。

また、医師の確保につきましては、県関係部局のお力添え等もございまして、本年4月1日付で常勤医師を壱岐市職員として新たに5名、内訳は、内科医4名、外科医1名でございます。加えて大学派遣の整形外科医師1名の増員をすることができ、常勤医師が14名と、大きく体制が整い、診療の充実が図られるものと考えています。今回御赴任いただきます先生方には厚くお礼を申し上げます。

ただいま申し上げましたように、壱岐市民病院は4月から新体制のもと新たなスタートを切ることになりますけれども、これからがまさに正念場であります。これからも医師の確保を初め、スタッフの充実を図り、ガバナンス機能を充実することにより、職員一丸となって病院改革を断行し、壱岐市民病院の再生、そして長崎県病院企業団加入を必ず実現してまいりる所存であります。市民病院が市民皆様の病院であるためにこのことを必ず実現、実行してまいりますので、議員各位、市民皆様にはさらなる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年度がいよいよスタートいたします。合併10年を迎える平成25年度を節目の年とし、新たな決意とさらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しての御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

-----・-----
○議長（市山 繁君） 以上をもちまして、平成 2 5 年 壱岐市議会定例会 2 月会議を終了いたします。

午後 2 時 57 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 久保田恒憲

署名議員 呼子 好

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員